

監査委員	局長	書記	主査
			

受総第229号
平成27年9月8日



北栄町代表監査委員 音田 勝正 様
北栄町監査委員 津川 俊仁 様

北栄町長 松本 昭夫



平成27年度第1回定期監査の結果について（回答）

平成27年7月21日付発監第9号で報告のあったこのことについて、次のとおり回答します。

記

今後も指定管理者の適切な事業活動についての管理に努め、明快な会計処理に資するため、町への報告の際には、基金の積み立て状況についての書面による提出も求め、総合的に判断することとします。



監査委員	局長	書記	主査
			

受 公 第 11 号

平成27年9月3日

北栄町代表監査委員 音田 勝正 様
北栄町監査委員 津川 俊仁 様

北栄町教育委員会委員長 福光 純



平成27年度第1回定期監査の結果について（回答）

平成27年7月21日付発監第9号で報告のあったこのことについては、次のとおり回答します。

記

（1）指定管理料の精算に伴う返納金の管理について

年度における指定管理料等の精算につきましては、年度完了時に基本協定書及び年度協定書の規定に基づき検査し、返還、基金積み立てなどの処理を適切に実施します。

また、基金積み立ての状況につきましては、指定管理者から町へ毎年度事業完了の際に書面報告をいただき検査します。

基金の使途につきましては、協定書により指定管理者が公益目的事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限定されています。従いまして、原則、協定書に基づく指定管理者の自由な事業活動への活用としますが、基金取り崩しの際には、両者が使途を確認することとします。

（2）備品管理について

中央公民館大栄分館の備品につきましては、町と指定管理者と連携し備品の点検・確認をしながら備品台帳の整備など適正な管理を実施します。また、備品の整備につきましては、基本協定書の規定に基づき町と指定管理者が協議しながら真に必要な備品整備を実施します。

（3）光熱水費や修繕費の負担について

想定されていない突発的な施設の破損等に伴う修繕費及び光熱水費につきましては、現状のとおり町と指定管理者がその都度協議を行った上で対応します。

